

皆さまの力で安心な消費社会を



認定NPO法人消費者スマイル基金

活動報告(2022.9~2023.8)

ごあいさつ

2022年度は、個人正会員75名、団体正会員22団体、賛助会員団体54団体、寄付金は前年度実績を下回り、785,000円となりました。助成事業は年2回行い、第11回助成事業で8団体計195万円、第12回助成事業で11団体計295万円、延べ19団体計490万円となり、前年度を大きく上回り多くの団体を支援することができました。改めまして、ご支援をいただきました皆様に心より感謝申し上げます。

2022年度は、「孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発事業運営業務」を消費者庁から受託し実施しました。2021年度に引き続き収益事業に取り組むことで、事業収益の一部を活用し、助成事業の拡充につなげることができました。また、2023年10月1日施行の改正消費者裁判手続特例法に定められた「消費者団体訴訟等支援法人」の認定をめざし、定款の変更や業務規程等を整備・申請し、認定いただきました。今後は、助成事業に加え、法定された支援業務（簡易確定手続に係る事務、団体訴訟制度の広報、団体への情報提供等）に取り組みます。

設立以来、消費者団体訴訟制度を担う全国の適格・特定適格消費者団体を支援してきた当基金としては、支援法人の認定を受けることで、公正な市場と消費者の安心に一層の貢献をすべく、今後も力を尽くす所存です。一層のお力添えをお願い申し上げます。

2023年(令和5年)12月21日 認定NPO法人消費者スマイル基金
理事長 河野 康子

「認定NPO法人消費者スマイル基金」は、消費者をとりまく さまざまな問題解決のための活動やしきみを応援します。

安全で安心して暮らせる社会の実現は、老若男女すべての消費者の願いです。一方、現実の日本社会は、少子高齢化の進展や、格差と貧困の広がりなど、今はもとより、次世代や将来の暮らしへの不安をぬぐい去れない状況です。

特に消費生活の分野では、高齢層・若年層を中心に、さまざまな形で消費者被害が発生し続けており、「令和4年版消費者白書」によれば、消費者被害は年間約87万件も発生し、その被害額は推計で年間6.5兆円を超えてます。

こうした消費者被害の防止や被害回復に対しては、主に全国の自治体の消費生活センター、国民生活センター等が相談を受け、助言・あっせんや裁判外紛争解決機関(ADR)など解決に向けての取り組みが粘り強く行われています。

また、消費者団体訴訟制度*を活用して、適格消費者団体(全国25団体)・特定適格消費者団体(全国4団体)が、事業者の不当な行為の差止や共通して多数に生じた消費者被害の回復を行っています。このような民間の消費者団体が行う消費者被害防止・救済など公益性の高い活動に対して現在、公的支援が十分ではありません。活動の継続や広がりを図るために資金面での支援が必要です。



近年、社会的課題解決のために、企業、団体、そして個人の社会貢献意識が高まっています。

消費者スマイル基金では、こうした寄付意識をまとめることで、継続的に消費者被害防止・救済のための制度を担う組織への支援を行ってまいります。

*「消費者団体訴訟制度」とは、内閣総理大臣が認定した消費者団体が、消費者に代わって事業者に対して訴訟などをすることができる制度で、平成19年6月7日から施行されている「差止請求」と平成28年10月1日から施行されている「被害回復」との2つの制度からなっています。

消費者スマイル基金について

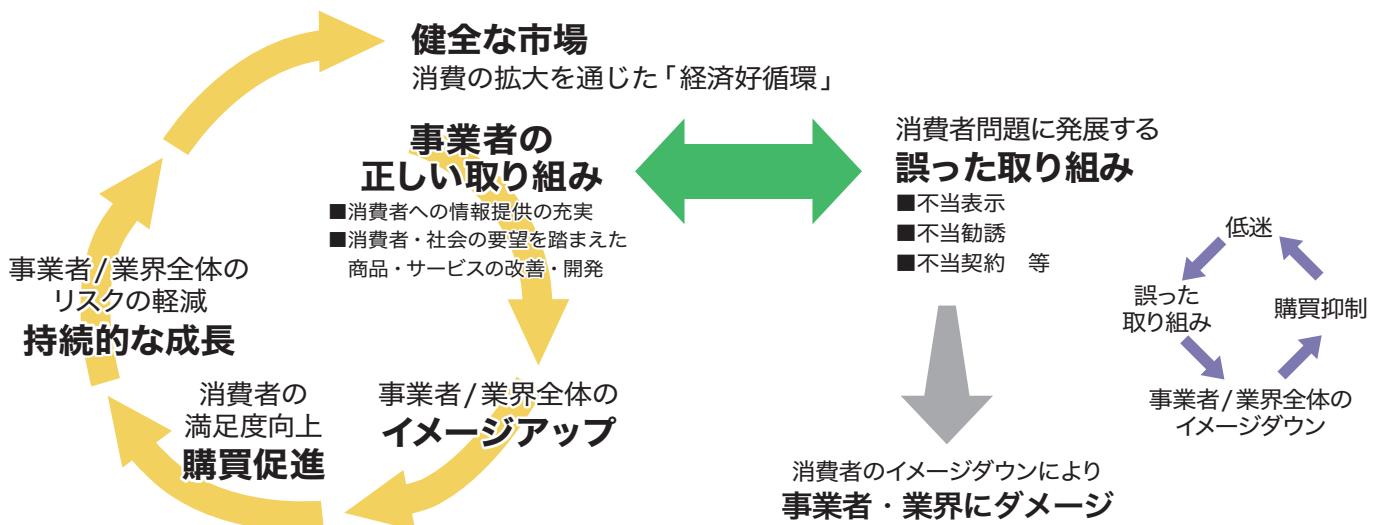
設立年月日：2017年4月28日 / 法人登記：2017年7月7日

理事長	河野 康子	(一財)日本消費者協会 理事
副理事長	石戸谷 豊	弁護士
理事	阿南 久	(一社)消費者市民社会をつくる会 代表理事
理事	内田 雅之	司法書士、日本司法書士会連合会 常任理事
理事	坂倉 忠夫	(公社)消費者関連専門家会議 顧問
理事	高 巍	明治大学 経営学部 特任教授
理事	古谷 由紀子	(一財)CSOネットワーク 代表理事
監事	井上 喜之	公認会計士
監事	堀川 直資	弁護士

消費者スマイル基金がめざすこと

1

企業の真摯な取り組みが、市場健全化と持続的な成長につながります



2

消費者団体訴訟等支援法人として(特定)適格消費者団体の支援を強化します

当基金は、2023年12月20日、上記法人として内閣総理大臣の認定を受けました。

1. 消費者団体訴訟(被害回復)の簡易確定手続を支援する。



2. 消費者団体訴訟制度に係る広報、公表を促進する。

消費者庁の設置する消費者団体訴訟制度に係るポータルサイトの運用に協力

- (特定)適格消費者団体(以下、団体という。)の活動を分かりやすく紹介。
- 消費者からの情報提供を受け、団体に紹介。等

3. (特定)適格消費者団体間の交流を促進する。

3 消費者/企業の会費や寄付を、全国の適格消費団体の活動につなげ、健全な市場の実現を目指します



消費者スマイル基金助成事業

消費者被害回復・防止に関する活動への助成を行います。

1. 消費者被害の拡大防止のために、適格消費者団体が行う不当な約款・不当な勧誘行為等の差止請求訴訟、裁判外の差止請求及びその結果の公表に係る助成。
2. 消費者被害の防止・回復のために、特定適格消費者団体が行う被害回復訴訟（消費者裁判手続特例法の行使）、裁判外の被害回復の実現に係る助成。
3. 消費者契約被害に係る消費生活の専門家が関与する、法人格を有する消費者団体（適格消費者団体は除く）が自主的に営む消費者相談事業、消費者への情報提供に係る助成。

▼ 助成の流れ



約6年間で12回の助成事業を実施し、消費者被害の拡大防止や被害回復、相談業務、消費者教育、啓発などの活動を行う。
延べ65団体に対して1,760万円の助成を行いました。



消費者スマイル基金2022年度助成団体一覧

2022年度は2回の助成を行い、活動を支援するために下記合計14団体に490万円を助成しました。

団体名	助成金額
○ 消費者ネットおかやま	(2回分) 400,000円
○ 埼玉消費者被害をなくす会	(2回分) 550,000円
□ なら消費者ネット	200,000円
○ 京都消費者契約ネットワーク	300,000円
○ 消費者ネット広島	250,000円
○ 消費者支援ネットワークいしかわ	(2回分) 400,000円
○ 消費者支援機構関西	(2回分) 750,000円
○ 消費者被害防止ネットワーク東海	(2回分) 450,000円
○ 消費者支援ネット北海道	250,000円
○ 消費者機構日本	250,000円
○ 消費者支援かながわ	300,000円
○ 消費者支援群馬ひまわりの会	300,000円
○ 大分県消費者問題ネットワーク	300,000円
○ 消費者支援ネットくまもと	200,000円

○ 特定適格消費者団体 兼 適格消費者団体 ○ 適格消費者団体 □ 適格消費者団体をめざす団体

助成対象となった団体の活動内容とその結果（一部抜粋）

■特定適格消費者団体による裁判外の被害回復

1. 消費者機構日本 少額決済業における延滞手数料の一部返還請求

事業の概要：本件事業者は、支払債務の延滞者より、延滞事務手数料として15日ごとに300円を徴収していました。これについて、取引額によっては消費者契約法第9条1項2号に定める年率14.6%を超えるのではとの情報提供がありました。

主な申入れの内容：延滞事務手数料について、

①利用残高に対し年率14.6%を超えて徴収していた者に対してはその超えた額を（消費者契約法第9条第1項第2号該当）、②そのうち利用残高に対し年29.2%を超えて徴収していた者に対しては延滞事務手数料全額を（利息制限法に反し民法第90条該当）、それぞれ返金するよう求めました。

…>

結果：当該事業者は法令違反を認めなかったものの、既に延滞事務手数料の当該定めを廃止していること。そして、顧客の費用負担軽減の観点から、徴収した延滞事務手数料について、延滞にかかる利用残高に対して14.6%を超える部分について、初回の300円の延滞事務手数料を控除したうえで返金する旨の回答があり、返金が実施されています。

■適格消費者団体による差止請求訴訟

2. 消費者支援かながわ 不用品回収事業者に対する有利誤認表示、優良誤認表示の差止

事業の概要：不用品買取を広告するウェブサイトにおける「業界最安値」、「お得な価格×丁寧な対応 顧客満足度97.5%」といった、優良・有利誤認表示（景品表示法第30条1項）に対する差止請求訴訟を提起しました。

…>

結果：主に下記事項を内容とする和解により終結しました。

- ①当該ウェブサイトにおける「業界最安値」、「お得な価格×丁寧な対応 顧客満足度97.5%」との表示を行わない
- ②今後、いかなるウェブサイトにおいても、消費者に誤認を与えるおそれのある表示を行わないことを約束する。

■適格消費者団体による裁判外の差止請求

3. 消費者支被害防止ネットワーク東海 鍵の開錠・交換事業者の有利誤認表示の是正

事業の概要：鍵の開錠、交換、製作や修理等について、ウェブサイト上で「鍵開け4,980円～」「鍵交換8,000円～」「鍵製作8,000円～」等と最低料金のみ殊更目立つ形で表示されていた。

申入れの趣旨：①作業の最低料金のみの表示により、同表示金額に近い料金で作業が可能であるかのように消費者が誤解するおそれがあるので、当該表示のは正を要請。

…>

②作業料金が相当程度高額となる場合の目安金額を、最低料金同様目立つようにウェブサイト上に表示することを要請。

結果：最低料金の表示の直下に、当該表示と同等以上の大きさかつ太字で「総額、作業内容は2000円程度の安価な作業から数十万円する作業までございます。」と作業料金に幅があることが表示されることになった。この表示の直下に詳細な料金表へのリンクが表示された。

■適格認定を目指す団体による要請

4. なら消費者ネット オンライン英会話講座の中途解約条項のは正

事業の概要：毎日約20分間の動画が60日間配信される英会話講座を申し込んだ。5回ほど配信を受けたが、日々20分の時間を確保するのが難しいと思うようになったので、解約を申し出たが、「申込み画面にも記載している通り、中途解約をしても返金はできない」と断られた。

主な申入れの内容：利用規約10条（解約・返金できる場合を著しく限定している条項）を削除し、契約期間中いつでも本契約を解除できることにする。中途解約キャンセル料の額は特商法49条2項に違反しない内容とすること。等

…>

経過：当該事業者は、中途解約や返金を認めないことには合理性がある等の弁明をしつつ、「返金条件の明確化と基準の設置」及び「これに伴う広告表現の変更」について検討したいと回答しました。（検討内容を提示するよう求めています。）

消費者スマイル基金を応援してください



消費者スマイル基金 理事
(一財)CSOネットワーク代表理事
古谷 由紀子

安全で安心して暮らせる社会は環境保全や人権の尊重とともに持続可能な社会の基本です。しかし、消費者が被害や不利益に遭っていたとしたら、あるいはその被害や不利益が救済されないままでしたとしたら、安心して暮らすことができるでしょうか。環境や他者への配慮の行動ができるでしょうか。

消費者被害の防止や被害回復に対しては、適格消費者団体や特定適格消費者団体が消費者団体訴訟制度を活用して、事業者の不当行為を差し止め、消費者被害の回復に力を尽くしています。消費者スマイル基金はこのような団体の活動を支えるために事業者や個人から頂いた寄付をもとに資金面で支援を行っています。

事業者も個人も消費者が安全で安心して暮らせる社会をともに話し協力しあいながら進めていきたいものです。



消費者スマイル基金 前理事 司法書士
伊見 真希

消費者問題の予防と解決に向けて、法律整備が重ねられ、さまざまな施策が展開されていますが、なお多数のトラブルや被害が発生し続けています。

とりわけ若年層・高齢層などの脆弱な消費者の被害や昨今の通信技術の進展により問題が複雑化し解決が困難なケースへの対応は重要な課題です。

令和4年の「消費者契約法」及び「消費者裁判手続特例法」の改正により被害の予防・救済の強化が図られましたが、これにより全国各地の消費者団体及び消費者スマイル基金の役割は今後一層重要になっていくものと思います。

消費者の権利及び公正な市場を確立するため、社会を構成する様々な主体が参画していくことを願い、今後ともご理解ご支援をよろしくお願い申し上げます。

消費者スマイル基金を知っていただくための取り組み

● 消費者向け情報を提供しています

新型コロナウィルス流行に伴う消費者被害情報や成年年齢引き下げに伴う消費者被害防止のための学習資料紹介など、消費者向けの情報をホームページで公開しています。



● 行政のパンフレットに掲載されています

消費者庁・消費者団体訴訟制度



● 消費者スマイル基金は非営利組織評価センターの『グッドガバナンス認証団体』です



● 助成事業報告会をWeb (Zoom)にて開催しました (2023年11月)



▲ 消費者庁 新井ゆたか長官もご挨拶いただきました。

会員名簿 / 寄付者名簿

会員名簿 (2023年12月現在/敬称略)

■ 正会員

- (一社) 全国公正取引協議会連合会
- 労働者福祉中央協議会
- 新潟県生活協同組合連合会
- 福岡県生活協同組合連合会
- 日本司法書士会連合会
- 全国青年司法書士協議会
- 愛知県消費者団体連絡会
- 岡山県消費者団体連絡協議会
- 北九州市消費者団体連絡会
- 群馬県消費者団体連絡会
- 主婦連合会
- 消費者団体千葉県連絡会
- 全大阪消費者団体連絡会
- (一社) 全国消費者団体連絡会
- 全国地域婦人団体連絡協議会
- 東京消費者団体連絡会センター

- (一財) 日本消費者協会
- (公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
- 日本生活協同組合連合会
- 前橋市消費者団体連絡会
- 山梨県消費者団体連絡協議会
- NPO法人消費者ネット・しが
- 個の方 73名

■ 賛助会員

- 花王株式会社
- 株式会社 ファンケル
- 日清食品ホールディングス株式会社
- 株式会社 やづや
- ABCクリニック
- 日本貸金業協会
- (一社) 未来2016
- (一社) 日本自動車購入協会
- (一社) 日本フードサービス協会
- (公社) 日本食品衛生協会
- (公社) 日本通信販売協会 (JADMA)
- 全国農業協同組合中央会 (JA全中)
- 全国労働者共済生活協同組合連合会
(こくみん共済coop(全労済))
- 日本コープ共済生活協同組合連合会
- 日本医療福祉生活協同組合連合会
- 鹿児島県生活協同組合連合会
- 高知県生活協同組合連合会
- 埼玉県生活協同組合連合会
- 佐賀県生活協同組合連合会
- 島根県生活協同組合連合会
- 千葉県生活協同組合連合会
- 東京都生活協同組合連合会
- 徳島県生活協同組合連合会
- 長崎県生活協同組合連合会
- 奈良県生活協同組合連合会
- 山口県生活協同組合連合会
- 大阪司法書士会
- 京都司法書士会
- 静岡県司法書士会
- 三重県司法書士会
- (一社) 消費者市民社会をつくる会
- 岩手県消費者団体連絡協議会
- (公社) 全国消費生活相談員協会
- NPO法人大分県消費者問題ネットワーク
- NPO法人埼玉消費者被害をなくす会
- NPO法人佐賀消費者フォーラム
- NPO法人消費者支援かながわ
- NPO法人消費者機構日本
- NPO法人消費者支援機構関西
- NPO法人消費者支援機構福岡
- NPO法人消費者支援ネット北海道
- NPO法人消費者市民サポートしば
- NPO法人消費者市民ネットおきなわ
- NPO法人消費者市民ネットとうほく
- NPO法人消費者被害防止ネットワーク東海
- NPO法人消費者ネット広島
- NPO法人ながの消費者支援ネットワーク
- NPO法人ひょうご消費者ネット
- NPO法人やまなし消費者支援ネット
- 株式会社デトリタス
- サラヤ株式会社

ご寄付 (2023年11月現在、設立時(2017年)からの累計/敬称略)

- 愛染苑山久被害対策弁護団
- NPO法人 消費者支援機構福岡
- 科学的に消費者問題を考える会
- 株式会社 ファンケル
- (一社) 全国公正取引協議会連合会
- 全国農業協同組合中央会 (JA全中)
- NPO法人大分県消費者問題ネットワーク
- (一財) 日本消費者協会
- 徳島県生活協同組合連合会
- 全国農業協同組合連合会 兵庫県本部
- 東京PL弁護団
- 日清食品ホールディングス株式会社
- 日本貸金業協会
- 福岡県生活協同組合連合会
- 平成電電被害対策弁護団
- 三重県生活協同組合連合会
- 吉本興業ホールディングス株式会社
- NPO法人 消費者市民ネットとうほく
- (一財) 未来2016
- (一社) 消費者市民社会をつくる会
- 株式会社 電通
- 宮崎県生活協同組合連合会
- 個の方 のべ180名



消費者スマイル基金は、認定NPO法人です！

認定NPO法人とは・・・

- ・公共性が高く、組織運営や事業活動を適切に行い、且つ一定の認定基準に適合していると行政に認められた団体です。
- ・毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出するといった情報公開をします。
- ・寄付者に対して税制上の優遇措置がとられます。

税制上の優遇措置とは・・・

個人の場合 以下の2つの控除が受けられます。

- ①所得控除 又は 税額控除（お好きな方をお選びいただけます）
- ②住民税控除

相続又は遺贈により財産を取得した場合

寄付した財産の価格は相続税の課税対象から除かれます。

法人の場合

一般損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けられており、その範囲内であれば損金の額に算入することが認められます。2022年度より賛助会員の会費も認定NPO法上の寄付金として扱い、税制優遇措置が受けられます。

*確定申告の際に必要な領収書は翌年1月下旬にお送りいたします。

ご寄付先口座

銀行名：三菱UFJ銀行 麻町支店 616 [普通] 0311226

口座名：特定非営利活動法人 消費者スマイル基金 寄付金口

銀行名：ゆうちょ銀行 ○一九(ゼロイチキュウ)店 019 [当座] 0587920

口座名：特定非営利活動法人 消費者スマイル基金

大変恐縮ですが、振込手数料はご負担ください。

※お振込み後は下記メールアドレスまでご住所とお名前をご連絡ください。折り返しのメールをさせていただきます。

※今回いただいた個人情報は、寄付の受付をはじめ、弊基金からのお知らせを差し上げることを利用目的とします。いただいた住所・メールアドレス宛に、領収書、活動報告等のおしらせをお送りします。不要な場合にはご連絡ください。

会員入会のお願い

運営費用は会費でまかなうこととしており、基金を支えていただく会員も募集しています。下記連絡先までご連絡ください。

■ 正会員（会費・年額、議決権あり）

- ①個人正会員 1口 1,000円（3口以上）
- ②団体正会員 1口 10,000円（1口以上）

※②は非営利団体のみ（原則として基金の助成対象となる可能性のある団体は除く）

■ 賛助会員（会費・年額、議決権なし）

- ①非営利団体 1口 10,000円（1口以上）
- ②営利団体 1口 50,000円（1口以上）

当基金は寄付金控除の対象団体です。▶
詳しくは[こちら](#)



2023年（令和5年）12月発行

**消費者団体訴訟等支援法人
認定NPO法人**



消費者スマイル基金

※2023年12月20日、消費者裁判手続特例法に定められた
「消費者団体訴訟等支援法人」の認定を受けました

【連絡先】認定NPO法人 消費者スマイル基金

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階

TEL 03-5216-7767 FAX 03-6256-9115

✉ consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp

URL <https://www.smile-fund.jp/>